

よくある質問

No.	質問	回答
1	システム関係 電子契約を行うのにシステムの導入が必要か	不要です。インターネットに接続できる環境が整っていて、電子メールを送受信できれば利用可能です。
2	クラウドサインとは何か	クラウドサインは、行田市が10月1日から導入する電子契約サービスです。クラウドサインは、契約締結から契約書管理まで可能なクラウド型の電子契約サービスで、発注者である行田市が契約書をweb上にアップロードし、受注者がweb上で承認するだけで契約を結ぶことができます。
3	クラウドサインを利用するための費用負担はあるか	事業者様の費用負担はありません。
4	電子契約を締結するに当たり、クラウドサインのアカウント登録が必要か	クラウドサインのアカウント登録をしていなくても契約締結が可能です。
5	弊社から別の電子契約システム（クラウドサイン以外のシステム）で電子契約締結はできるか	クラウドサイン以外の電子契約システムを利用した電子契約の締結には対応しません。
6	スマートフォンでも電子契約の締結はできるか	メールアドレス確認書に記載いただいたメールアドレスを受信できる環境であれば、スマートフォンでの電子契約締結も可能です。
7	メール関係 受注者側のメールアドレスは、契約事務担当者と契約締結権者と説明があったが、事務担当者と締結権者を案件ごとに変えてもよいか	案件ごとに担当者と契約締結権者を変更いただくことは可能です。
8	電子契約利用申出書は案件ごとに提出する必要があるか	契約検査課が執り行う入札は、建設工事・建設コンサルタント・物品購入・役務（業務委託）等と業務内容が多岐にわたります。そのため、受注者によって案件ごとに担当部署や担当者が変更となることを考慮し、案件ごとに電子契約利用申出書の提出を求めています。 ※随意契約では、電子契約利用申出書の取扱いが異なりますので、担当課へご確認ください。
9	代表者個人あてのメールアドレスが無い場合、会社全体で使っているメールアドレス使用でもよいか	基本的には、契約する権限をお持ちの方が特定できるメールアドレスの利用を推奨しています。会社全体で共有しているメールアドレスの場合、本来契約する権限を有さない方でも確認依頼のメールを読んで勝手に合意してしまうといった無権代理のリスクが存在します。そのようなリスクを低減するためにも、個人のメールアドレスのご利用をおすすめします。
10	契約担当者と契約締結権限者で、同じ電子メールアドレスを使用してもよいか。また、メールアドレスが一つしかない場合、事務担当者と決裁者が一致してもよいか	2人で同じ電子メールアドレスを使用することはできません。メールアドレスが一つしかない場合や契約締結権限者が契約事務担当者を兼ねる場合、契約事務担当者と契約締結権者が一致して構いません。
11	事業者側で電子メールアドレスの追加はできるか	できません。 「電子契約利用申出書」に記載された方にのみ送信します
12	契約書確認依頼メールの送信元アドレスを教えてください	契約書確認依頼メールの送信元アドレスは、support@cloudsign.jpになります。
13	契約書関係 市が発注するどの案件が電子契約の対象となるのか	電子契約を予定している案件は入札公告にて事前周知します。また、随意契約の場合は、見積依頼時等に事前周知します。
14	入札公告で電子契約を予定している旨記載がある案件は、電子契約でないかと契約締結できないのか	電子契約を希望されない場合は、紙の契約書により契約を締結することができます。

No.	質問	回答
15	事前周知がない案件は、電子契約を締結することができないのか	事前周知がない案件で電子契約を希望される場合は、発注課所にお問い合わせください。
16	電子契約とするために市に提出する書類はあるか	「電子契約利用申出書」の御提出をお願いします。
17	契約書に添付する仕様書等もまとめて送れるのか	契約書に附随する仕様書などの書類もまとめて送ることができます。
18	収入印紙は必要なのか	印紙税は紙で契約締結した場合にのみ発生するものであり、電子契約で締結した場合には、印紙税は発生しません。
19	締結済みの書類を修正することはできるのか	一度締結した契約文書を修正することはできません。書類には改ざん不能な電子署名が施されているため、修正を加えると改ざんされたことになるためです。修正を行う場合には再度電子契約を締結し直す必要があります。
20	契約締結後に契約書に誤りが発覚した場合はどう対応すればよいか	過去の契約を無効にする等の文言を追記の上、訂正した内容の契約書で再度契約を締結します。（締結済み書類の削除はできません） もしくは、訂正の覚書を締結していただくケースもあります。
21	電子契約利用申出書はどのように提出すればよいのか	ペーパーレス推進のため、メールによるデータ提出が望ましいです。
22	クラウドサインの操作方法について教えてほしいが、どこに問い合わせをすればよいか	電子契約ヘルプデスクが操作をサポートします。ヘルプデスクへのお問い合わせ方法は発注課所にお問い合わせください。
23	電子契約で締結した場合、どれが契約書の原本になるか	電子署名が付与されたPDFファイルが原本となります。
24	契約書以外の請求書などの書類についても電子で提出することになるのか。	契約書以外の書類についても電子化を検討しています。 準備ができ次第ご案内します。
25	契約書に記載された日付と契約書のタイムスタンプが異なる場合は、どちらの日付が有効になるか	契約書に記載された日付を有効とします。